

目次

規則

秋田市市税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	市民税課（第43号）	4
秋田市立赤れんが郷土館条例施行規則の一部を改正する規則	赤れんが郷土館（第44号）	5

告示

令和7年度第13期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齢医療課（第181号）	6
令和8年度介護保険料納入通知書の公示送達について	介護保険課（第182号）	7
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第183号）	8
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第184号）	9
指定居宅サービス事業者の廃止について	介護保険課（第185号）	11
指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について	介護保険課（第186号）	12
地縁による団体の認可について	生活総務課（第187号）	13
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について	保護第一課（第188号）	15
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、休止および廃止について	保護第一課（第189号）	16
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および廃止について	保護第一課（第190号）	18
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第191号）	19
災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定の取消しについて	防災安全対策課（第192号）	21
災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定について	防災安全対策課（第193号）	22
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室（第194号）	23

認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第195号）	24
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第196号）	25
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第197号）	26
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の収納事務の委託について	環境都市推進課（第198号）	28
医療給付を委託する機関の変更について	子ども健康課（第199号）	29
令和8年度（令和7年度相当分）後期高齢者医療保険料納入通知書および令和8年度（令和7年度相当分）後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収中止通知書の公示送達について	後期高齢医療課（第200号）	30
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和7年 賦課年度令和7年）および国民健康保険税納税通知書（課税年度令和8年 賦課年度令和7年）の公示送達について	国保年金課（第201号）	31
秋田県知事の令和8年度地籍調査事業計画の決定を受けた地区の地籍調査の実施について	地籍調査室（第202号）	32
指定公金事務取扱者の変更について	環境都市推進課（第203号）	33
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第204号）	34
指定公金事務取扱者の変更について	環境都市推進課（第205号）	35
秋田市議会定例会の招集について	総務課（第206号）	36

教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第7号）	37
-----------------	---------------	----

農委告示

農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第5号）	38
----------------	---------------	----

監査委告示

包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について	監査委員事務局（第1号）	39
--	--------------	----

公告

秋田農業振興地域整備計画の変更について	農業農村振興課	40
農用地利用集積等促進計画の認可について	農業農村振興課	41
建築基準法による道路の指定について	都市計画課	42

上下水道局公告

秋田市市税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに
公布する。

令和 8 年 5 月 19 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第43号

秋田市市税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
秋田市市税条例の一部を改正する条例（令和 8 年秋田市条例第 5 号）の
施行期日は、令和 8 年 5 月 21 日とする。

秋田市立赤れんが郷土館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 26 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第44号

秋田市立赤れんが郷土館条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市立赤れんが郷土館条例施行規則（平成28年秋田市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の見出し中「取消し」を「中止等」に改め、同条中「の取消しをしよう」を「を中止し、又は使用の許可の内容を変更しよう」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市告示第181号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年5月7日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和7年度第13期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第182号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年5月8日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和8年度介護保険料納入通知書

秋田市告示第183号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和8年5月8日

秋田市長 沼 谷 純

1 変更があった認可地縁団体の名称

蒜町町内会

2 認可年月日

平成16年6月17日

3 変更があった事項およびその内容

規約第1章 総則（区域）第3条

内容 現規約を次のように改正する。

変更前

（区域）

第3条 本会の区域は、秋田市土崎港中央五丁目2番および3番の区域とする。

変更後

（区域）

第3条 本会の区域は、秋田市土崎港中央五丁目2番・3番の区域および4番26号とする。

4 変更年月日

令和8年4月30日

5 変更の理由

規約変更による。

秋田市告示第184号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和8年5月8日

秋田市長 沼谷 純

1 変更があった認可地縁団体の名称

中野上町内会

2 認可年月日

平成22年9月9日

3 変更があった事項およびその内容

規約第1章 総則（目的）第1条

内容 現規約を次のように改正する。

変更前

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の連絡事務に関する事
- (2) 地域生活環境の改善および向上に関する事
- (3) 会員相互の親睦および文化教養に関する事
- (4) 会員の福利厚生に関する事
- (5) 公民館の維持管理に関する事
- (6) その他目的達成に必要な事

変更後

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の連絡事務に関すること
- (2) 地域生活環境の改善および向上に関すること
- (3) 会員相互の親睦および文化教養に関すること
- (4) 会員の福利厚生に関すること
- (5) 公民館の維持管理に関すること
- (6) 別図 1 に示す共同墓地の維持管理に関すること
- (7) その他目的達成に必要なこと

4 変更年月日

令和 8 年 4 月 17 日

5 変更の理由

規約変更による。

秋田市告示第185号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

令和8年5月8日

秋田市長 沼谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
社会医療 法人明和 会	割山ホーム ヘルパーズ テーション	秋田市新屋勝平 町3番21号	令和8年4月30日	訪問介護

秋田市告示第186号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和8年5月8日

秋田市長 沼谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
株式会社 東北ショ ウエイ	ショウエイ 訪問看護ス テーション 秋田	秋田市東通七丁 目1番1号 RKビル2階2 号室	令和8年5月1日	訪問看護、 介護予防 訪問看護

秋田市告示第187号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月11日

秋田市長 沼 谷 純

1 名称

桜台町内会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 会員の健康増進など保健体育に関すること
- (2) 町内の環境美化・清掃など環境、衛生、生活に関すること
- (3) 町内の防火、防犯、交通安全に関すること
- (4) 会員の文化、教養に関すること
- (5) 回覧板の回付など会員相互の連絡に関すること
- (6) 町内会館の管理、運営に関すること
- (7) その他会員の福祉に関すること

3 区域

本会の区域は、秋田市桜台「一丁目2番1号」から「三丁目22番7号」までの区域とする。

ただし、秋田市桜台「一丁目4番11号」から「一丁目4番27号」を除く。

4 主たる事務所

本会の事務所は、秋田県秋田市桜台二丁目13番2号「株式会社このまち2階会議室」に置く。

5 代表者の氏名および住所

酒 井 真由子

秋田市桜台三丁目18番13号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

令和8年5月11日

秋田市告示第188号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年5月11日

秋田市長 沼谷 純

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
医療法人佳風会 いしやま内科腎クリニック	秋田市外旭川字中谷地67番地1	令和8年2月1日

2 廃止

事業所名称	廃止年月日
向島医院	令和8年1月31日
いしやま内科腎クリニック	令和8年1月31日
イオン薬局土崎港店	令和8年3月10日

秋田市告示第189号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、休止し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年5月11日

秋田市長 沼谷 純

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
けあビジョンホーム 秋田金足	秋田市金足追分字海老穴210番 地1	令和8年3月1日
デイサービスめぐり	秋田市南通亀の町4番7号	令和8年3月1日
むさしデンタルオフィ ス	秋田市保戸野通町4番8号	令和8年1月1日
訪問看護ステーション つむぐ	秋田市御野場六丁目6番11号	令和8年4月1日

2 休止

事業所名称	所在地	休止年月日
ゆきわり草ヘルパー ステーション	秋田市川元むつみ町3番32号	令和8年4月14日

3 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
手形ホームヘルパー ステーション	秋田市手形字十七流10番地11	令和8年3月31日
有限会社ハンドネッ トワーク	秋田市外旭川字三後田169番地 エクセル山本1F	令和8年3月31日

秋田市告示第190号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年5月11日

秋田市長 沼谷 純

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションSORA	秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎3F創業支援室B-6	令和8年4月1日
ケアプランセンターwith	秋田市東通仲町5番40号	令和8年4月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
介護支援センターふるさと	秋田市手形字才ノ浜27番地6	令和8年4月15日

秋田市告示第191号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和8年5月12日

秋田市長 沼谷 純

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和8年4月1日から同月30日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和8年5月12日から同年11月12日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第192号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所の指定を次のとおり取り消したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月12日

秋田市長 沼谷 純

指定緊急避難場所

名称 河辺体育館駐車場

所在地 秋田市河辺和田字上中野186番地

対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震

収容人数 2,620人

秋田市告示第193号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月12日

秋田市長 沼谷 純

指定緊急避難場所

名称	河辺体育館駐車場
所在地	秋田市河辺和田字上中野186番地
対象	崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数	2,620人

秋田市告示第194号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年5月13日

秋田市長 沼谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第195号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和8年5月13日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
本山町町内会
- 2 認可年月日
平成8年12月9日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 鈴木 洋 一
秋田市土崎港中央四丁目1番4号
変更後 風 間 隆 夫
秋田市土崎港中央四丁目10番6号
- 4 変更年月日
令和8年4月18日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第196号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和8年5月13日

秋田市長 沼谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
秋田市御所野元町四丁目町内会
- 2 認可年月日
平成4年3月27日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 平 糠 利 則
秋田市御所野元町四丁目9番13号
変更後 渡 辺 仁
秋田市御所野元町四丁目7番30号
- 4 変更年月日
令和8年4月19日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第197号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和8年5月14日

秋田市長 沼谷 純

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和8年4月1日から同月30日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和8年5月14日から同年11月14日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第198号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月14日

秋田市長 沼谷 純

- 1 受託者の名称および住所ならびに指定ごみ袋取扱店
株式会社セブン－イレブン・ジャパン
代表取締役社長 阿久津 知 洋
東京都千代田区二番町8番地8
セブンイレブン 秋田山王6丁目店
- 2 指定公金事務取扱者に指定した日
令和8年5月11日
- 3 期間
令和8年5月12日から令和10年3月31日まで

秋田市告示第199号

母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第12条第1項の規定に基づき、医療給付を委託する機関を次のとおり変更したので、秋田市母子保健法施行細則（平成9年秋田市規則第32号）第4条第2項の規定により告示する。

令和8年5月14日

秋田市長 沼谷 純

医療機関の名称	地方独立行政法人市立秋田総合病院		
医療機関の所在地	秋田市川元松丘町4番30号		
変更事項	開設者氏名	変更前	理事長 伊藤 誠 司
		変更後	理事長 安藤 秀 明
変更年月日	令和8年4月1日		

秋田市告示第200号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年5月15日

秋田市長 沼谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和8年度（令和7年度相当分）後期高齢者医療保険料納入通知書
令和8年度（令和7年度相当分）後期高齢者医療保険料納入通知書兼
特別徴収中止通知書

秋田市告示第201号

次の納税通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年5月15日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和7年 賦課年度令和7年）
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和8年 賦課年度令和7年）

秋田市告示第202号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第5項の規定に基づく、秋田県知事の令和8年度地籍調査事業計画の決定を受け、地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

令和8年5月20日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 国土調査として事業計画が決定された年月日
令和8年5月15日
- 2 調査を実施する者の名称
秋田市
- 3 調査地区
 - (1) 地積測定・地籍簿および原図作成地区
秋田市雄和平尾鳥字善知鳥の一部
 - (2) 地籍測量・一筆地調査地区
秋田市雄和平尾鳥字善知鳥の一部
- 4 調査期間
令和8年4月7日から令和9年3月31日まで

秋田市告示第203号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和8年5月20日

秋田市長 沼谷 純

- 1 受託者の名称および住所
イオン東北株式会社 代表取締役 西垣 幸 則
秋田市土崎港北一丁目6番25号
- 2 歳入の名称
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料
- 3 変更事項
代表者名を辻雅信から西垣幸則へ変更
- 4 届出日
令和8年5月18日

秋田市告示第204号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和8年5月21日

秋田市長 沼谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
銅屋自治会
- 2 認可年月日
平成5年4月30日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 渡辺 和弘
秋田市雄和相川字銅屋232番地2
変更後 今野 悟
秋田市雄和相川字銅屋179番地1
- 4 変更年月日
令和8年4月5日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第205号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和8年5月26日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 受託者の名称および住所
株式会社モリキ 代表取締役 鈴木 哲也
長野県飯山市南町13番地3
- 2 歳入の名称
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料
- 3 変更事項
代表者名を錦織征紀から鈴木哲也へ変更
- 4 届出日
令和8年5月20日

秋田市告示第206号

令和8年6月3日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

令和8年5月27日

秋田市長 沼谷 純

秋田市教委告示第7号

令和8年5月28日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和8年5月22日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

秋田市社会教育委員の委嘱に関する件

秋田市農委告示第5号

令和8年5月20日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和8年5月11日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 非農地証明申請に関する件

秋田市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、
包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該
監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
を次のとおり告示する。

令和8年5月27日

秋田市監査委員 鶴田嘉裕

秋田市監査委員 高井宏司

秋田市監査委員 藤田信

秋田市監査委員 堀内和恵

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所
鈴木 實
岐阜県岐阜市神田町四丁目9番地1
バンベール岐阜ザ・タワー405号室
佐藤 哲也
愛知県一宮市野口一丁目16番17号
- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和8年5月22日

秋田市長 沼谷 純

1 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和8年5月25日に認可したので、同条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和8年5月25日

秋田市長 沼谷 純

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積等促進計画

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

令和8年5月28日

秋田市長 沼谷 純

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市牛島東六丁目5番2号
ア. クリア株式会社
代表取締役 若村 大輔
- 2 道路位置指定箇所
秋田市土崎港相染町字沼端64番2
- 3 道路幅員 6.00メートル
- 4 道路延長 33.20メートル
- 5 指定年月日および番号
令和8年5月28日 第1号

秋田市公告

市有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

令和8年5月29日

秋田市長 沼谷 純

1 入札に付する事項

以下の物件を個別に入札に付し売り払う。詳細については、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）による。

区分番号	物品名	※予定価格 (円)	入札保証金 (円)
物件1	除雪グレーダ 4.0m級 1台	200,000	20,000
物件2	ロータリ除雪自動車 幅1.5m 1台	150,000	15,000

※予定価格とは、あらかじめ秋田市が定めた最低売却価格をいう。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

以下のいずれかに該当する場合は、一般競争入札に参加できないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号に該当すると認められる者
- (2) 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当すると認められる者。また、法人にあつては、役員等（法人の役員又はその支店もしくは営業所等を代表する者

をいう。)が暴力団員に該当すると認められる者

- (3) 秋田市建設部道路維持課が定める「秋田市建設部道路維持課公有財産売却ガイドライン」およびK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者
- (4) 公有財産の買受について一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していない者
- (5) 日本語を完全に理解できない者
- (6) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない者
- (7) 18歳未満の者

3 一般競争入札の参加申込みに関する事項

(1) 参加仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、売却システムの売却物件詳細画面から、住民登録などされている住所および氏名（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称および代表者氏名）を参加者情報として登録し、参加仮申込みを行うこと。仮申込期間は、令和8年5月29日（金）午後1時から同年6月16日（火）午後2時までとする。

(2) 参加本申込み

仮申込みを行った上で、秋田市ホームページから「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼誓約書」を印刷し、必要事項を記入し、および押印後、秋田市建設部道路維持課に提出すること。本申込期間は、令和8年5月29日（金）午後1時から同年6月16日（火）午後2時までとする。

4 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、秋田市が定めた入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金はクレジットカードによる納付とし、手続は売却システム上で行うものとする。
- (3) 落札者が納付した入札保証金は、契約締結時に契約保証金へ全額充当する。

(4) 落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合、その落札を無効とし、入札保証金は返還しない。

(5) 落札者以外が納付した入札保証金は、入札終了後に全額返還する。

5 現地見学会

売却物品の見学を希望する者は、見学希望日の2日前までに秋田市建設部道路維持課ゆき対策担当に連絡すること。

(1) 開催日時

令和8年5月29日（金）から同年6月15日（月）の午前10時から午前11時まで

(2) 開催場所

秋田市寺内字蛭根85番地9（道路維持課整備棟敷地内）

6 入札に関する事項

(1) 入札者の条件

入札保証金の納付が完了した会員識別番号（ログインID）でのみ入札が可能である。

(2) 入札の方法

入札の方法は「入札形式」とし、入札は一度のみ可能である。入札者は、売却システム上で入札価格（消費税および地方消費税を含む。）を入力するものとし、一度行った入札は、入札参加者の都合による取消し又は変更はできない。

(3) 入札期間

令和8年6月30日（火）午後1時から同年7月7日（火）午後1時まで

7 落札者の決定方法

入札期間終了後、秋田市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDにひも付く会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。

8 契約に関する事項

(1) 秋田市と落札者は、令和8年7月14日（火）午後5時までに契約を締結するものとする。

(2) 秋田市は、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わす。契約の際には秋田市から契約書を送付するので、次の書類を添付して秋田市が指定する契約締結期限までに提出すること。

ア 住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）の原本（発行から3か月以内のもの）

イ 必要事項を記入した「保管依頼書」

ウ 秋田市が契約書を送付する際に別途指示する必要書類

(3) 落札者が契約締結期限までに契約しなかった場合は、売買の決定が取り消され、財産の所有権は落札者に移転しない。また、納付された入札保証金は返還しない。

(4) 契約締結後に発生した破損など秋田市の責に帰すことのできない損害の負担は落札者が負い、損害賠償や売払代金の減額を請求することはできない。

9 契約保証金に関する事項

(1) 乙が入札参加時に納付した入札保証金は、契約保証金に全て充当するものとする。

(2) 契約保証金は、売買代金の一部として全て充当するものとする。

10 売買代金の納付

(1) 納付が必要となる売買代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額とする。

(2) 落札者は、納付期限までに秋田市が用意する納付書又は秋田市が指定する銀行口座への振込により、売買代金を納付しなければならない。

(3) 納付期限は令和8年7月21日（火）午後2時30分とする。

11 売買物品の引渡し

- (1) 引渡しの際は、必要事項を記入した「売買物品受領書」を提出すること。
- (2) 引渡しに係る費用は、落札者が負担すること。
- (3) 売買物品は、現況有姿により引き渡すものとする。
- (4) 一度引き渡された物品は、いかなる理由であっても返品や交換はできない。

12 権利移転について

- (1) 落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでの申請が必要である。
- (2) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人とすること。
- (3) 自動車に「秋田市」のほか関連する仕様の表記がある場合は、その表記を削除し、削除したことが分かる写真を秋田市に送付すること。
- (4) 登録完了後は所有権が移転したことが分かる書類（車検証、登記識別情報通知書等）の写しを秋田市に提出すること。
- (5) 権利移転に伴う費用は落札者の負担とする。
- (6) 自動車取得税および自動車税は落札者が自ら申告し、および納税すること。

13 書類の提出先および連絡先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市建設部道路維持課ゆき対策担当
電話番号 018-888-5751（直通）

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

令和8年5月14日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

賦課対象区域

新屋字新町後および土崎港相染町字沖谷地地内（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）